

7 福薬発第 1 6 2 号

令和 7 年 9 月 1 6 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

会長 小田 真稔

令和 7 年度医薬品価格調査及び特定保険医療材料価格調査の実施について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本調査は、薬価基準および材料価格基準の改正の基礎資料を得ることを目的に実施され、調査対象となる薬局は、全国の保険薬局から層化無作為抽出された薬局となっています。また、対象薬局には厚生労働省から委託を受けた業者より、直接調査票が送付されることとなっています。

貴会におかれましても、調査の趣旨をご理解いただき、調査対象となった会員薬局から照会を受けた場合などには、迅速かつ的確な回答が行われるようご協力をお願い申し上げます。

【参考】調査に関する問い合わせ先

株式会社サーベイリサーチセンター

「令和 7 年度特定保険医療材料価格調査事務局」

Tel : 0120-201-715 (平日 9:00~18:00)

E-mail : zairyoukakaku2025@surece.co.jp

日 薬 業 発 第 217 号
令 和 7 年 9 月 11 日

都道府県薬剤師会 会長殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会長印省略)

令和 7 年度医薬品価格調査及び特定保険医療材料価格調査の実施について

標記について、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官から下記のとおり協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

当該調査は、薬価基準および材料価格基準の改正の基礎資料を得ることを目的に実施されるもので、本会としても同調査に協力することとしています。

薬価調査は令和 7 年 9 月取引分、材料価格調査は令和 7 年 5 月～9 月取引分を対象としており、保険薬局（層化無作為抽出された、それぞれ約 1,050 施設）の場合、医薬品価格調査については、同年 10 月 20 日までに、特定保険医療材料価格調査については、同年 10 月 17 日までに厚生労働省の委託業者へ調査票を提出することが求められています。

貴会におかれましても、これら調査の趣旨をご理解いただき、調査客体となった会員の薬局から問い合わせがあった場合などには、迅速かつ的確な回答が行われますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

(いずれも令和 7 年 9 月 5 日付け)

1. 令和 7 年度医薬品価格調査の実施について（産情発 0905 第 1 号）
2. 令和 7 年度特定保険医療材料価格調査の実施について（産情発 0905 第 2 号）

以上

産情発 0905 第 1 号

令和 7 年 9 月 5 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官

(公 印 省 略)

令和 7 年度医薬品価格調査の実施について

日頃から医薬品行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

令和 7 年度医薬品価格調査実施要領

1 調査の目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料等を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

令和 7 年 9 月取引分の薬価基準に収載されている全ての医薬品

3 調査項目

(1) 販売サイド調査

品目ごとの販売価格、販売数量

(2) 購入サイド調査

品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の医薬品卸売販売業者情報(業者名、本店・営業所名)

4 調査の対象及び客体数

(1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数を対象

調査客体数 約 6, 6 0 0 客体

(2) 購入サイド調査

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により 2 0 分の 1 の抽出率で抽出された病院を対象

調査客体数 約 4 0 0 客体

イ 診療所(歯科診療所を除く。)の全数から、層化無作為抽出法により 2 0 0 分の 1 の抽出率で抽出された診療所を対象

調査客体数 約 5 3 0 客体

ウ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により 6 0 分の 1 の抽出率で抽出された保険薬局を対象

調査客体数 約 1, 0 5 0 客体

5 調査票の配布時期

令和 7 年 9 月中旬から下旬にかけて調査票を配布予定

6 提出期限

(1) 販売サイド調査：令和 7 年 1 0 月 2 0 日(月)

(2) 購入サイド調査：令和 7 年 1 0 月 2 0 日(月)

7 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。

ア 厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票を配布する。

イ 調査客体が調査票に必要事項を記入する。

ウ 厚生労働省の委託業者が調査客体から調査票を回収する。

エ 厚生労働省が調査票を集計する。

産情発 0905 第 2 号

令和 7 年 9 月 5 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官

(公 印 省 略)

令和 7 年度特定保険医療材料価格調査の実施について

日頃から医療機器行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

令和 7 年度特定保険医療材料価格調査実施要領

1 調査目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

令和 7 年 5 月から同年 9 月取引分の特定保険医療材料（ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料等は、令和 7 年 9 月取引分のみを対象。また、段階的引き下げ措置の対象となる機能区分のうち、令和 7 年 6 月 1 日に引き下げが行われる特定保険医療材料（※）については、令和 7 年 7 月から 9 月までの 3 ケ月間の取引のみ。）

（※）令和 7 年 6 月 1 日に段階的引き下げが行われる機能区分

034	胆道ステントセット(2)自動装着システム付②一時留置型
062	大腿骨外側固定用内副子(4)スライディングラグスクリュー
125	遠心式体外循環用血液ポンプ(2)シールレス型

3 調査項目

調査対象品目の価格、数量等

4 提出期限

令和 7 年 10 月 17 日（金）迄

5 提出物

（1）調査票・第Ⅰ 必須

※ 特定保険医療材料の取引がない場合や、政府統計共同利用システムにて調査票・Ⅱ提出した場合も、調査票・第Ⅰを委託事業者へ要提出

（2）調査票・第Ⅱ 特定保険医療材料の取引がある場合のみ

※ 調査票・第Ⅱは、C D - R、又は紙調査票を委託事業者へ送付、又は政府統計共同利用システムを利用したオンライン報告により提出

6 調査客体

（1）販売サイド

病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所及び保険薬局に対して直接特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数を対象及び客体とする。ただし、特定保険医療材料の取引が帳簿上だけであり、販売業者としての実態がなく、主として、特定の医療機関等とのみ取引している販売業者は対象としない。
(調査客体数 約 5,500 客体)

（2）購入サイド

- 病院の全数から、層化無作為抽出法により 8 分の 1 の抽出率で抽出された病院
(調査客体数 約 1,120 客体)
- 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により 160 分の 1 の抽出率で抽出された一般診療所
(調査客体数 約 665 客体)
- 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により 120 分の 1 の抽出率で抽出された歯科診療所
(調査客体数 約 610 客体)
- 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により 15 分の 1 の抽出率で抽出された歯科技工所
(調査客体数 約 190 客体)
- 保険薬局の全数から、層化無作為抽出方法により 60 分の 1 の抽出率で抽出された保険薬局
(調査客体数 約 1,050 客体)

7 調査の実施方法

厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票等を配布。
調査客体が調査票等に必要事項を記入、委託業者に提出。
厚生労働省が調査票等を集計する。

8 委託業者（調査に関する問い合わせ先）

株式会社サバイリサーチセンター「令和 7 年度特定保険医療材料価格調査事務局」

Tel： 0120-201-715（平日 9:00～18:00）

E-mail：zairyoukakaku2025@surece.co.jp